

福井県市議会議長会研修会



『こどもまんなか社会』の推進のために 地方議会に期待されること

杏林大学客員教授
こども家庭庁参与
前東京都三鷹市長（2003年～2019年）
元全国市長会こども子育て施策担当副会長（2016年～2019年）

清原慶子

本日の構成

1. 基礎自治体における【二元代表制】の意義
2. 少子化とこどもをめぐる現状
3. 【こども家庭庁】の設立と【こども基本法】
4. 【こども大綱】と【自治体こども計画】
5. こどもの【ウェルビーイング】と【こども・若者の意見表明機会の保障】
6. 【こども政策と教育政策の連携】の必要性
7. 【こども家庭庁】の来年度予算概算要求～いくつかの事例～
8. 【こどもまんなかまちづくり】と【議会】への期待

*本講演で使用するうちのこども家庭庁・文部科学省等の資料について、出典を示しつつ、講師が説明で強調したい点について赤字にしたり、下線を引いたりしていることをお断りします。

「福井市議会基本条例」(2013年4月1日施行)

前文

地方自治における議会は、市長と同様に住民の直接選挙で選ばれた議員によって構成され、**住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割と責任**を担っています。

福井市議会は、**二元代表制の一翼を担うものとして、その責務を認識するとともに、自らの責任において自治体運営が求められる時代を見据え、市民に対して説明責任を果たし、多様化している市民の意向を的確に把握するために議会報告会を開催するなど、市民に開かれた議会を構築します。**

また、合議制の議事機関として、**市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)**との緊張関係を保ちつつ、**議員間の自由かつ達な討議を進めることで議論を深め、市政運営の監視機能及び自らの政策立案機能をより高めます。**

よって、福井市議会は、**意思を一つにして議会力を高めるとともに**不断の改革に努め、先人が幾多の困難を乗り越え築いてきた不死鳥福井の伝統を受け継ぎ、**「市民に身近で信頼される議会」、「進んで行動する議会」となるよう基本的事項を定め、議員全員の総意の下、この条例を制定します。**

「敦賀市議会基本条例」(2011年3月16日施行)

前文

地方分権一括法の施行により、地方公共団体は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなった。

国地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体においては、人口減少時代の到来など社会経済情勢の変化に適切に対応することが求められている。

議会には、**政策形成機能の充実**が求められているほか、**地方公共団体の意思決定**を行う機関として、**市民への説明責任**を果たすとともに、**執行機関に対する監視機能**についても、一層の充実強化が必要となっている。

すなわち、議会は、**市民本位の立場**に立って、**議員同士の自由闊かつ達な議論**を通じ、**論点及び争点の明確化並びに意見の集約**を図り、**市民福祉の向上に資する議決**を行うとともに、**政策提言及び政策立案**を行っていかなければならないのである。

こうした中、敦賀市議会は、**市民の多様な意見を代表できる合議制の機関**として、**二元代表制の趣旨を踏まえ、市長とは相互の抑制と均衡**によって適切な緊張関係を保たなければならない。この条例に定める実践を積み重ねるとともに、引き続き、**議会改革**に取り組むものとする。

わたしたち敦賀市議会は、**市民から信頼され、身近でわかりやすい議会づくり**を通じ、**市民の負託にこたえていくものとする。**

ここに、敦賀市議会並びにその構成員たる**現在の議員及び将来の議員**が活動していくに当たっての基本理念として、この条例を制定する。

「小浜市議会議員政治倫理条例」(2024年3月22日改正施行)

条文

第1条 この条例は、**市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その担い手たる市議会議員(以下「議員」という。)**は、**市民全体の代表者として、また奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、清浄かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。**

(議員の責務)

第2条 議員は、**市政に携わる権能と責務、市民の信頼に値する高い倫理性を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。**

2 議員は、**政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら進んで疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。**

「大野市議会基本条例」(2014年12月1日施行)

前文

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わり、**地方自治体の自主的な意思決定及び自己責任の原則**がより一層拡大してきたところである。

こうした状況にあって、大野市民の**直接選挙で選ばれた議員**により構成される大野市議会は、**市民の代表機関、市の意思決定機関**として、大野市政の運営に関し、大野市長と共に**二元代表制の一翼を担う**という、その責務はこれまで以上に重くなってきている。大野市議会は、大野市民憲章に掲げる、純朴さの中にも幕末の大野丸に象徴される進取の気象を持って**政策提言及び政策立案を行う**ことにより、美しい自然と輝かしい伝統を受け継ぎ、住みよく生きがいのあるまちづくりを目指して、**真の地方自治の確立及び市民福祉の向上**のため、不断の努力を重ねていかななければならない。

人間関係が希薄になり、越前おおの独特の地域性が失われつつある今こそ、古より受け継がれた**結の精神**を持って地域の絆を深め、ふるさとを愛する大野人の育成と結の故郷の実現のため、**大野市議会独自の活動**を展開しなければならない。

ここに、大野市議会の**最高規範**として、**議会及び議員の活動原則**等に係る基本的な事項を定め、その**使命**を明らかにするとともに、**市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会**として、**市民との協働**の下、**まちづくりの推進と市民福祉の向上**のために全力を挙げて、**市民に身近な信頼される議会**を目指し、この条例を制定する。

「勝山市議会基本条例」(2020年3月23日施行)

前文

勝山市議会は、昭和29年の市制施行以来、**市民とともに市民の幸福と市政の発展**のために努めてきました。そして今日、社会情勢が目まぐるしく変化し**市民のニーズも多種多様**となる中で、**二元代表制**の一翼を担う議会の果たす役割は、ますます重要視されるとともに、その**責任**もさらに重くなると考えられます。

現に、地方分権一括法の施行以降、地方自治体への権限移譲、つまり地方自治体の政策などの**自己決定権**やそれらに対する**自己責任**の範囲がより拡大しており、**議会の真価**が問われようとしています。

このような状況の中、勝山市議会は、**市民の信頼**を得て**市民の負託**に応えるべく、**議事機関としての役割**をしっかりと果たすため、憲法、法律等を遵守しつつ、勝山市議会としての**基本理念**や**基本方針**を定め、ここに**最高規範**としての条例を制定します。

「鯖江市議会基本条例」(2013年6月28日施行)

前文

我々鯖江市議会は、今日までその時その時、時代の風を受けながらも常に**市民の幸福**を願いつつ議会の歴史を刻んできた。

近年は**地域主権**の時代となり、地方を取り巻く環境も大きく変化し、地域のことは地域で取り組むという**自己決定、自己責任の範囲も拡大、地方自治の本旨**が問われてきている。

市政は選挙によって**市民の代表として選ばれた議員**で構成する「議会」と、同じく選挙によって選ばれた「市長」により運営されており、**地方自治の更なる伸展**には両者の充実が欠かせない。

議会はこうした**二元代表制**の下、**抑制と均衡の関係**を保持しつつ、時代の要請に忠実に従うため、**議員同士の自由闊達な討議、討論を進め、積極的な政策立案、政策提言**を行っていかねばならない。

更にわが市は、平成22年3月、**市民一人一人が主役である**という理念の下に、**市民参加と協働を推進する鯖江市民主役条例**を議会総意で制定した。

我々議会も更に**市民本意の立場**に立って、**市民から信頼される議会**でありたいと心から願い、**市民参加を進め、「より身近で開かれた議会」づくり**を目指し、**市民負託**に忠実に従っていききたいと決意し、ここにこの条例を制定する。

「あわらし市議会基本条例」(2012年3月23日施行)

前文

地方議会は、多様な民意を反映しつつ、**団体意思の決定を行う機能及び執行機関の監視を行う機能**を担い、**住民自治と団体自治から構成される地方自治の本旨の実現**を目指すものである。

あわらし市議会は、**市民から選ばれた議員**で構成する**合議制の機関**として、市長とともに**二元代表制**の一翼を担い、これまであわらし市における**自治の実現**に努めてきたところである。

一方で、地方の権限が拡大し、**地方分権**が一層進展しつつある現在では、こうした流れに的確に対応することが重要であり、そのため議会には、**市民の多様な意見を反映できる機関**として、さらなる充実・強化が求められている。

ここに、あわらし市議会は、その**役割と責務**を自覚し、あわらし市における**地方自治の本旨の確立と市民生活の向上**を図るため、**市民に開かれ、市民の視点に立った活力ある議会**を実現することを決意し、この条例を制定する。

「越前市議会基本条例」(2010年3月8日施行)

前文

越前市議会は、議員によって構成された**団体意思を決定する議事機関**として、越前市の重要な政策について**審議し、議決する役割**を持っています。

また一方で、地方分権が進む中、自治体の**自主的な決定と責任の範囲が拡大**した今日、議会は、**政策立案、行政監視、論点の開示**といった役割や機能もしっかりと果たさなければなりません。

議会の議員も市長も直接選挙により選ばれる**二元代表制**の中で、議員は、**市民の代表としてその責任を自覚し、市民の意見を市政に的確に反映させ、より良いまちづくりに努力していく使命**が課せられています。

越前市議会は、**活発な議論を重んじ、個々を尊重しあう民主的な政治風土**を守り、**越前市自治基本条例の理念を尊重し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会**の実現を目指して、未来に向かって、**不断の努力を重ねていかなければなりません。**

越前市議会は、**市民の多様な意見を反映した合議体**としての議会活動を通じ、**市民の負託**にこたえていくことを決意し、ここに、越前市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、**新たな議会の礎**とするため、この条例を制定します。

「坂井市議会基本条例」(2010年3月8日施行)

前文

地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限と役割が拡大する中、坂井市民の**直接選挙で選ばれた議員**により構成される坂井市議会(以下「議会」という。)は、**市民の代表機関、市の意思決定機関**として、坂井市政の運営に関し、坂井市長(以下「市長」という。)と共に、**二元代表制の一翼**として重大な責務を担っている。

ここに、坂井市の最高規範である、**坂井市まちづくり基本条例**(平成23年坂井市条例第14号)における**議会及び議員の責務**を常に自覚し、**市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会**として、**議会及び議員の活動原則**等に係る基本的事項を定め、その**責務**を明らかにする。

そして、坂井市に脈々と受け継がれている**文化**を踏まえ、**将来にわたり市民との協働**の下、**まちづくりの推進と市民福祉の向上**のために全力を挙げて、**市民に身近な信頼される議会**を目指すものとする。

講師による最近の寄稿等

- 「【誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども家庭庁」】Child Research Net(CRN)論文・レポート
 - その1:「こども家庭庁設立とこども基本法施行が同時であることの意義」
2023年10月20日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/312.html>
 - その2:「こどもの意見表明権の保障」2023年10月27日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/313.html>
 - その3:「こどものいじめの予防と対策について」2023年12月8日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/316.html>
 - その4:「『こども大綱』について」2024年2月16日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/318.html>
 - その5:「『孤独・孤立対策推進法』の施行と『こどもの居場所に関する指』について」
2024年5月10日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/320.html>
 - その6:「乳幼児期の育ちをめぐる課題と『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）』について」 2024年8月30日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/323.html>
 - その7:「こども・若者の性被害を防止する『日本版DBS法』について」 2024年9月20日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/324.html>
 - その8:「『5歳児健康診査（5歳児健診）』の創設と適切なフォローアップ体制について」
2024年11月9日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/326.html>

講師による最近の寄稿等

- 「「少子長寿社会における「こどもまんなかまちづくり」がひらく多世代参加のまちづくり」
『地域開発』最終号 2024年10月 (一財)地域開発センター
- コラム『自治：「自治体こども計画」にこども・若者の参画を』『自治日報』紙2024年3月18日
- 基礎自治体の民主主義 —「市民参加」と「協働」の理念と実践— 石井洋二郎編『リベラルアーツと民主主義』水声社 2024年2月
- 「第4期教育振興基本計画の策定」「こども家庭庁の発足と取組」『最新教育動向2024』明治図書 2023年12月
- コラム『自治：「こどもまんなかまちづくり」で未来を切りひらく』『自治日報』紙2023年6月19日
- 巻頭言「『こどもまんなか社会』のために地方議会は積極的な取組みを！」
全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集『地方議会人』2023年4月号 (株)中央文化社
- 「『こども家庭庁』設立と『こども基本』施行により自治体が推進する『こどもまんなか社会』の政策の方向性」(特集：こども主体の教育・環境を考える)『地域開発』2023年冬号 (一財)地域開発センター
- 「こども家庭庁の設立と都市自治体のこども政策の方向性」(特集：これからの都市自治体の子ども・子育て施策)『市政』2023年1月号 全国市長会
- 巻頭言：「『こども家庭庁』の設立と『こども基本法』の施行に向けて、こどもの生涯学習を考える」
『埼玉教育』第76巻第5号 埼玉県立総合教育センター 2023年1月
- 「住民・地域コミュニティのためのDX——これからの自治体DXを担う職員像を“カキクケコ”を頭文字とするキーワードで考える」『自治実務セミナー』2022年9月号 (特集I住民・コミュニティ行政のDX) (第一法規)
- 「地域情報化政策の系譜から地域コミュニティのデジタル化を考える」『地域開発』2022年春号 (一財)地域開発センター